

多賀城市歴史的風致維持向上計画（第2期）

多賀城市は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条の規定に基づき、次のとおり歴史的風致の維持及び向上に関する計画を策定する。

名 称：多賀城市歴史的風致維持向上計画（第2期）
主 体：多賀城市
計画期間：令和3年度～令和12年度

序章

1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

多賀城市の礎は、神亀元年（724）に陸奥国^{むつ のくに}の国府として、また東北全域における政治・軍事の拠点として創建された「多賀城」に由来する。その後約300年、東北の中心地として栄えた歴史を背景に、現在はその名残として特別史跡多賀城跡^{つけたり}附寺跡、重要文化財の多賀城碑、名勝おくのほそ道の風景地などが存在し、多くの人々に多賀城の歴史や文化を伝えている。

本市は、平成20年（2008）に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年法律第40号。以下「法律」という。）が施行されたことに伴い、平成23年（2011）12月に国から「多賀城市歴史的風致維持向上計画」の認定を受け、これまで、歴史的風致の維持及び向上並びに同年3月11日に発生した東日本大震災からの復興まちづくりの礎として、特別史跡多賀城跡附寺跡における多賀城南門等復元事業などを中心とした取組み、平成26年（2014）に名勝指定された興井・末の松山の修景等や、地域固有の歴史資源である板倉等の調査・保存など、歴史文化資源の環境整備や活動の奨励を進めてきた。

この結果、当該計画の期間が満了する令和2年度（2020年度）において、各種施策・取組等における評価を行い、歴史や文化に誇りを感じている人の割合が上昇したこと（令和元年度多賀城市市民アンケート）や、観光客入込数が年々増加傾向にあること（令和元年度宮城県観光統計）などを踏まえると、成果は着実に表れてきている。

しかしながら、進捗を図っている多賀城南門等復元の整備が未了であること、活動を支える地元住民による保護顕彰のさらなる奨励を行う必要があること、建造物等周辺の良好な街並みの形成に努めること、新型コロナウィルス感染症の蔓延による来訪者等の低迷など、様々な課題があることから、その解決に向けた方針として、未了の事業を完了させるとともに、既存の人的資源や観光資源を活かした歴史的風致を維持向上させることが必要であると判断した。

上記を踏まえ、引き続き、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るため、法律第5条の規定に基づき、「多賀城市歴史的風致維持向上計画（第2期）」を策定する。

(2) 計画策定の目的

本市には、歴史上価値の高い建造物、街道や水路などの土木施設等が存在し、良好な自然環境とともに歴史的な風情、情緒を醸し出しており、これらと周辺市街地と活動が一体となって形成している歴史的風致は、重要な歴史的文化的財産である。また、当該地域を訪れる人々が数多く体感、取組みに参加することによって多様な主体による交流が生まれ、様々なまちづくりに寄与することが期待できることから、歴史的風致の維持及び向上は非常に重要な意味を持つと言える。

本計画は、本市固有の歴史的風致を活かしたまちづくりの基本方針となることを目的として策定するものである。

2 計画期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までとする。

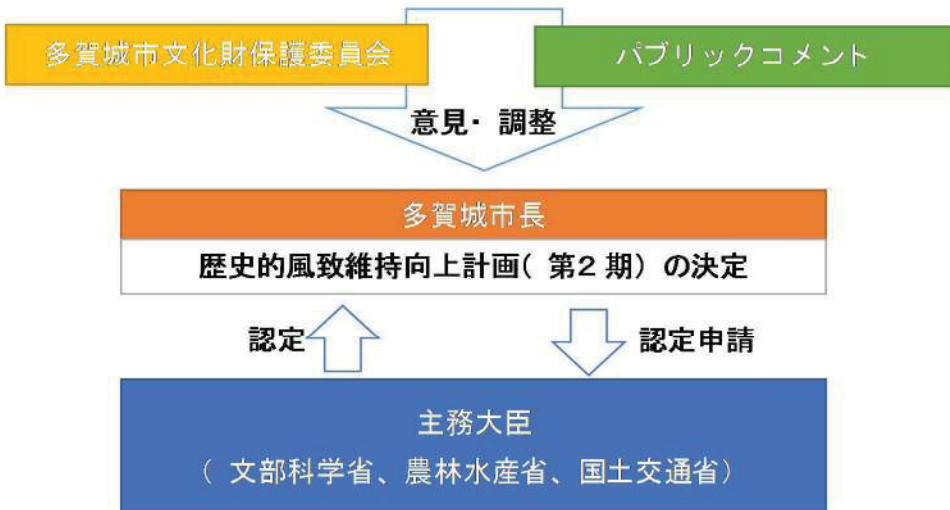
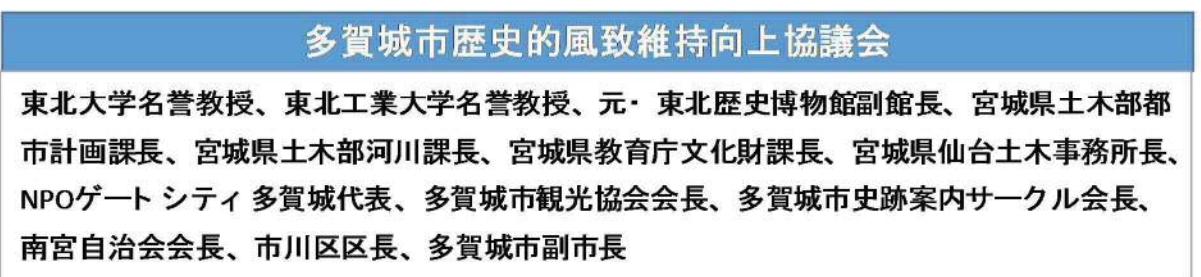
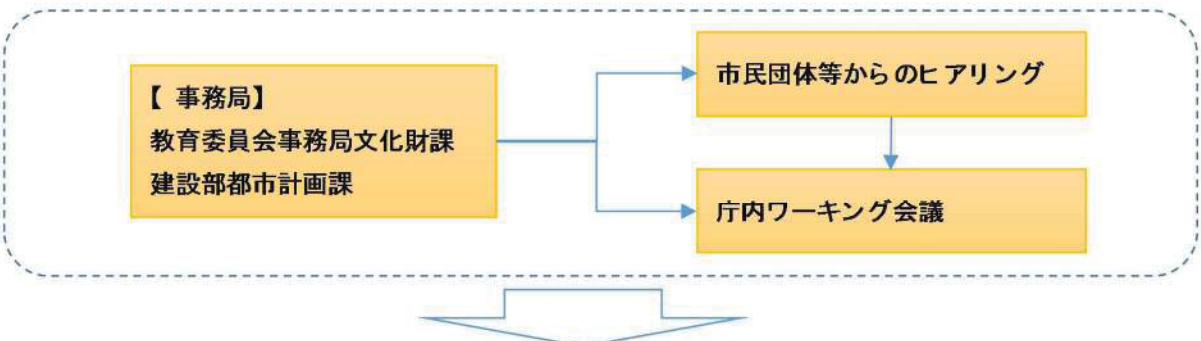
3 計画の策定体制

本計画は、都市計画担当部署（建設部都市計画課）及び文化財担当部署（教育委員会事務局文化財課）により計画素案を作成し、関係部署を加えた庁内ワーキング会議を通じ、計画素案の内容に係る庁内意見のすり合わせを実施した。その後、本市の歴史的風致に関わる市民団体等へのヒアリング、多賀城市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）及び多賀城市文化財保護委員会の開催並びにパブリックコメントによる意見聴取を経て、協議会を開催し、計画案の最終調整を行い、決定したものである。

多賀城市歴史的風致維持向上協議会の構成員

委員属性	氏名	備考（役職、専門分野等）
学識経験者	櫻井 一弥 中村 琢巳 白鳥 良一	東北学院大学教授（建築デザイン） 東北工業大学准教授（建築史） 元・東北歴史博物館副館長（考古学）
関係行政機関	宮城県土木部都市計画課長 宮城県教育庁文化財課長	
市民団体等	高倉 敏明 宮城 順 菊池 光信 櫻井 信吾 後藤 英明	多賀城・七ヶ浜市民活動団体等連絡協議会 多賀城・七ヶ浜市民活動団体等連絡協議会 市川区区長 南宮自治会会长 山王自治会会长
多賀城市	建設部長 教育部長	

多賀城市歴史的風致維持向上計画（第2期）策定体制



4 計画策定の経緯

(1) 第1期計画

年月日	項目
平成 20 年 (2008) 11 月 4 日	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行
平成 21 年 (2009) 4 月 8 日	教育委員会事務局文化財課と建設部都市計画課が事務局となり、策定作業を開始
平成 21 年 (2009) 7 月 4 日～11 月 6 日	歴史を活かしたまちづくりを市民と一緒に考える懇談会を開催（延べ 5 回）
平成 21 年 (2009) 10 月 30 日	国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課、宮城県土木部都市計画課との事前協議
平成 21 年 (2009) 11 月 6 日	庁内の関係各課による第 1 回歴史的風致維持向上計画策定ワーキング会議を開催
平成 22 年 (2010) 10 月 27 日	第 2 回歴史的風致維持向上計画策定ワーキング会議を開催
平成 22 年 (2010) 11 月 17 日	第 1 回多賀城市歴史的風致維持向上協議会を開催
平成 22 年 (2010) 12 月 17 日	多賀城市文化財保護委員会を開催
平成 23 年 (2011) 1 月 5 日～同月 19 日	パブリックコメント実施
平成 23 年 (2011) 1 月 20 日	第 2 回多賀城市歴史的風致維持向上協議会を開催
平成 23 年 (2011) 3 月 11 日	東日本大震災が発生
平成 23 年 (2011) 9 月 14 日	第 3 回歴史的風致維持向上協議会を開催
平成 23 年 (2011) 11 月 21 日	計画の認定申請
平成 23 年 (2011) 12 月 6 日	計画の認定
平成 25 年 (2013) 3 月 29 日	計画の軽微な変更の届出
平成 28 年 (2016) 9 月 9 日	計画の変更認定申請
平成 28 年 (2016) 10 月 13 日	計画の変更認定

(2) 第2期計画

年月日	項目
令和 2 年 (2020) 3 月 19 日	第 11 回多賀城市歴史的風致維持向上協議会を開催 →第 2 期計画に向けての意見交換
令和 2 年 (2020) 8 月 18 日	庁内の関係各課による第 1 回歴史的風致維持向上計画策定ワーキング会議を開催

年月日	項目
令和 2 年 (2020) 8 月 28 日	南宮地区懇談会を実施
令和 2 年 (2020) 10 月 26 日	庁内の関係各課による第 2 回歴史的風致維持向上計画策定ワーキング会議を開催
令和 2 年 (2020) 11 月 22 日から 12 月 3 日	第 12 回多賀城市歴史的風致維持向上協議会（書面）を開催
令和 2 年 (2020) 12 月 8 日から 22 日	パブリックコメントを実施
令和 3 年 (2021) 2 月 15 日	令和 2 年度多賀城市文化財保護委員会（書面）を開催
令和 3 年 (2021) 2 月 22 日から 3 月 8 日	第 13 回多賀城市歴史的風致維持向上協議会（書面）を開催
令和 3 年 (2021) 3 月 12 日	認定申請
令和 3 年 (2021) 3 月 29 日	認定